

< 補足 >

これまでの主な経緯

平成 20 年 6 月 3 日 木曽川水系における水資源開発基本計画一部変更(フルプランの一部変更)

平成 20 年 6 月 13 日 木曽川水系連絡導水路事業に関して水資源機構が事業主体となることについて国土交通大臣から水資源機構理事長へ要請

平成 20 年 6 月 17 日 水資源機構理事長は国土交通大臣に上記要請を受ける旨回答

平成 20 年 7 月 22 日 関係利水者(愛知県企業庁、名古屋市)に対する事業実施計画に対する意見聴取並びに費用負担同意の協議

平成 20 年 8 月 4 日 関係県知事(愛知、岐阜、三重県知事)に対する事業実施計画に対する協議

水資源機構法の手続き

【水資源機構 利水者】

・事業実施計画について意見聴取並びに費用負担の同意

【水資源機構 関係県知事】

・事業実施計画について協議

【水資源機構 国土交通大臣】

・事業実施計画の認可申請

【国土交通大臣】

・関係行政機関の長との協議を経て認可・公示

【国土交通大臣 水資源機構】

・事業承継

木曽川水系連絡導水路事業に関する事業実施計画について(参考)